

○議事日程（令和5年3月17日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止について
- 日程第13 議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第15 議案第13号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第14号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第15号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第16号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第17号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第21 議案第19号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第22 議案第20号 令和5年度養老町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和5年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算

- 日程第27 議案第25号 令和5年度養老町上水道事業会計予算
 日程第28 議案第26号 令和5年度養老町公共下水道事業会計予算
 日程第29 議案第27号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第30 議案第28号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計予算
 日程第31 議案第29号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計予算
 日程第32 議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第33 議案第31号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
6番	長澤龍夫	7番	大橋三男
8番	吉田太郎	9番	早崎百合子
10番	野村永一	11番	田中敏弘
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠

員
1名

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	副特命事項推進監兼 総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前真理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修

産業建設部長 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 教育事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

また、役場1階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたします。

ただいまから令和5年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、11番 田中敏弘君、12番 松永民夫君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出をされております。詳細につきましては、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第3、議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてまでの11議案を一括議題として上程をいたします。

この11議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 清水由美子君。

○総務民生委員長(清水由美子君) 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る3月6日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正3件、条例の廃止2件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 消防職員の特殊勤務手当を改正するに至った理由はの問いに対して、地方公務員法や、地方自治法に基づく国からの技術的助言に基づき内部協議した結果、今回の改正に至ったとの回答でした。

2. 改正に伴い対象となる職員数と影響額はの問いに対して、消防職員63名全員が対象となり、月額特殊勤務手当を廃止し、出勤1回における特殊勤務手当とすることによって、年間約530万の減額となる試算であるとの回答でした。

次に、議案第2号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 改正に伴い対象となる職員数はの問いに対して、会計年度任用職員全体271名のうち、約130名との回答でした。

2. 会計年度任用職員の期末手当を3年間で段階的に引き上げる理由と、引上げ比率、影響額はの問いに対して、国からの技術的助言に基づき、近隣市町の状況も踏まえ、3か年で段階的に引き上げるもの、令和5年度は年間1.8月、令和6年度は年間2.1月、令和7年度は年間2.4月とする計画で、常勤職員と同等に引き上げるものであり、年間700万円ほどの増額が見込まれるとの回答でした。

次に、議案第3号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、新たに対象となる児童人数はの問いに対して、5・6年合わせて30名ほどと想定しているとの回答でした。

2. 新たに5・6年を対象となることに伴い、指導員の配置や配慮をどのように考えているかの問いに対して、高学年児童に対応できるような指導員の適正な配置や質向上の研修などを実施し、当初の状況を見ながら一緒に取り組んでいきたいとの回答でした。

次に、議案第4号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 安全計画とはどのような内容かの問いに対して、安全確保に関する取組を計画的に実施するために、設備の安全点検の実施、活動時の安全指導、避難訓練、緊急通報対応、送迎バスの見落としなどについて、年間スケジュールを定めて職員に対して研修や訓練を実施していく計画内容との回答でした。

2. 衛生管理に関する研修及び訓練の内容と実施回数の想定はの問いに対して、感染症や食中毒などについて、予防の目的として、手洗いや食材の管理方法、適切な調理方法などの研修を実施し、蔓延防止の目的として、発生時を想定した対応確認訓練を実施する。それぞれ年間2回は実施していきたいと考えているとの回答でした。

3. 条例改正に伴い、措置が必要な対象送迎バスの台数と対応時期はの問いに対して、本条例の対象となる町内施設は送迎バスを所持していないが、国の法律改正に基づき、対象となる私立園の送迎バスは4園で5台であり、国からの6月をめどに完了すること

が望ましいとの通知を鑑みて、新年度から速やかに対応するよう指導していくとの回答でした。

次に、議案第5号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 安全に関する研修等はどれぐらい実施する想定かの問いに対して、各学校で実施される不審者侵入時や火事発生時などの緊急対応に関わる訓練や、非常時引渡し訓練など、命を守る訓練を年4回実施しており、その訓練時に留守家庭指導員も参加できるようにしたいと考えているとの回答でした。

次に、議案第6号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第7号 養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第8号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止についてに関しましては、1. 施設内の備品はどうするのかの問いに対して、使用できるものは他の施設で使用するよう調整していきたいとの回答でした。

2. 建物は今後どうしていくのかの問いに対して、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、順次検討していくとの回答でした。

次に、議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正8件、条例の廃止2件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件につきましては、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 小寺光信君。

○産業建設委員長（小寺光信君） それでは、産業建設委員会の報告を行います。

去る3月6日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました指定管理者指定1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてに関しましては、1. 指定管理後の運営形態はの問いに対しまして、3名体制で、うち社員が1名との回答でした。

2. 違約金条項の内容はの問いに対しまして、現在協議中ではあるが、指定管理期間満了以前の指定の取消しの場合、指定期間の初年度における管理業務対価の10分の1を違約金とし、それを上回る場合は特別損害賠償を請求する形で協議しているとの回答でした。

3. 指定管理業者は、宿泊管理業者の認可を受けていることを踏まえ、将来的に町として宿泊施設のテレワーク施設を兼ねて運営していく考えはあるかの問いに対しまして、宿泊を兼ねるテレワーク施設であると利用者としても利便性が高まるので有益であり、国も推進しているので進めていくのが望ましいと考えているが、現施設では宿泊施設として対応できないため、大幅な施設改修が必要となり、迅速に対応することが難しいとの回答でした。

また要望として、宿泊施設認可を受けている指定管理業者であるので、宿泊を兼ねるテレワーク施設とすると、全国からの利用者増加が期待できるので、ぜひ前向きに考えていただきたいとの要望がありました。

4. テレワーク施設の運営についてはどのように分析しているかの問いに対しまして、初年度にいきなり黒字となるものではなく、今後も進めていけると考えている。今後さらなるPRを実施していくとの回答でした。

5. 指定管理業者のテレワーク施設運営の実績はの問いに対しまして、空き施設をリフォームした宿泊施設の予約管理や運営を行っており、当町テレワーク施設と同様な施設を3施設運営している実績がある。平成20年度から事業を開始しており、ノウハウが蓄積されていると考えているとの回答でした。

以上、審査に付託されました指定管理者の指定1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件につきましては、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員からの経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号 養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止についての討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第32、議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの19議案を一括議題として上程をいたします。

この19議案は予算特別委員会に審査を付託してありましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月8日、9日、10日の3日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和4年度一般会計及び各特別会計等補正予算5件、特別会計の繰入

れの変更1件並びに令和5年度一般会計及び各特別会計等予算11件、特別会計の繰入れ2件について審査をいたしましたので、結果を御報告いたします。

委員会では、部署ごとに課長、係長等への質疑を行っていき、最後に町長をはじめ、特別職などへの質疑と各委員会での討論、採決、報告協議を行いましたので、主立った審査内容について御報告をいたします。

最初に、議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第13号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第9号）の主な論点は、次のとおりであります。

総務費関係としては、1. マイナンバーカードの最新の申請数はの問いに対しては、2月28日現在で、申請件数は2万215人、申請率73.83%という回答でありました。

民生費関係といたしましては、1. 私立保育所等運営事業469万5,000円の算定根拠はの問いに対しては、運営費は園児の人数、年齢で区分が分けられ、さらに配置される職員、施設状況により加算され、各園の交付額が算定される。今回の補正は、人事院勧告による公定価格の改定により増額補正とするものであるという回答でありました。

2. 私立保育園等整備事業1億1,370万円減の原因はとの問いに対しましては、よろう保育園の園舎整備に対し、支援を実施する予定であったが、補助金の採択要件である法人の認可に時間を要し、今年度内の整備は実施されないため減額したものであるという回答でありました。

農林水産費関係といたしましては、1. 県営ため池防災対策事業負担金6,441万1,000円減の経緯はの問いに対しては、現場の状況を踏まえ、再度設計が必要となり、今年度は実施しないため、補正減とするものであるとの回答でありました。

2. 揚排水機管理手当等657万6,000円増、農業水利施設省エネ推進事業費227万2,000円増の要因はの問いに対しましては、電気代高騰による補正増であり、国から高騰価格の7割が助成され、それを除いた分を予算計上するものであるとの回答でありました。

歳入といたしましては、1. 地方交付税の増額理由はの問いに対しましては、普通交付税として国の補正予算により、12月に7,645万円が追加交付され、7月の交付決定額23億6,353万円と当初予算との差額2,383万円との合計1億28万5,000円を増額するものであるとの回答でありました。

次に、議案第14号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第15号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の4議案につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて

及び議案第19号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての2議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第20号 令和5年度養老町一般会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

総務費関係といたしましては、1. 職員採用について、民間では採用前に本人の適性を見抜いて所属を決め採用しているところもあり、新しい視点での職員採用の検討をしてほしい。

また、子供を連れて出勤できる取組をしている自治体もあり、子育て支援や就業しやすい環境づくりの検討を願いたい問いに対しては、最近民間の採用時期が早く、採用について苦慮しているところもあるが、各部門のスペシャリスト育成など、効果的な採用方法を議論していきたい。子供を連れて出勤については、スペースの問題等課題はあるが、まず男性職員の育児休業取得を推進していきたいという回答でありました。

2. 町政要覧更新について、作成部数やページ数、単価などの概要はの問いに対しましては、本編32ページ、資料編12ページで、500部作成予定。作成費などを含んだ1部当たりの単価は5,020円となる。町をPRするための資料として活用するものであり、町民全体への配付は想定していないという回答でありました。

地方バス路線維持事業について、各路線の負担金額はの問いに対しては、名阪近鉄バス海津線が地域間幹線系統確保維持補助金として725万7,000円、綾里養北線が自主運行バス総合補助金として816万8,000円という回答でありました。

4. 養老サポーターワールド事業について、ヘルスツーリズムモニタリングキャンペーン及び設立1周年キャンペーンの詳細はの問いに対しましては、ヘルスツーリズムモニタリングキャンペーンは、町内への来訪を促すためのキャンペーンとして商品化を目指している。ヘルスツーリズムの一般販売に合わせ、サポーターに参加を呼びかける。設立1周年キャンペーンは、サポーターの獲得を目的として、登録・PRを実施するものであるという回答でありました。

5. 男女共同参画推進事業について、当町の実施している事業をどのように評価しているかの問いに対しては、令和4年度にオンラインセミナーを開催するなど、先進的な取組を実施した。来年度は参加者をさらに増加させられるよう施策を実施していきたいという回答でありました。

6. ふるさと納税推進事業について、寄附金が10%減った要因はの問いに対しては、物価高騰などにより、日用品関係の返礼品が好まれたことにより減額となったと推測をしているという回答でありました。

民生費関係といたしましては、1. 個別支援計画作成について、対象人数と計画策定の時期はの問いに対しては、個別支援計画は災害時において避難する経路や避難場所、その際に誰が支援者になるかなどをまとめた計画であり、対象者は1,076人、令和8年

度から計画作成が義務化されるため、令和5年度から順次進めていくもので、地域の民生委員や区長にも協力を仰ぎながら支援計画を作成していきたいという回答でありました。

2. 次期子育て支援計画策定アンケート調査について、調査対象者とアンケート内容の詳細はの問いに対しましては、就学前児童及び小学生の保護者を対象に保護者の就労状況、子育て支援事業の利用状況、子育て支援に対しての満足度や不安感などの項目についてのアンケートを実施する予定であるという回答でありました。

3. 子供の遊び場整備補助金の詳細はの問いに対しましては、区や自治会等が維持管理を行っている地域の遊び場の遊具について、遊具を新設する場合や、老朽化による更新または修繕、遊具の安全点検の費用を助成するもの。新設は補助率2分の1で上限30万円、修繕は補助率2分の1で上限10万円、点検は補助率5分の4で上限を8万円に検討しているという回答でありました。

衛生費関係としましては、1. 太陽光発電設備等設置補助金について、今年度実績及び来年度見込みと補助内容はの問いに対しては、今年度実績は太陽光発電設備3件、蓄電池2件、合計144万1,000円を補助した。来年度見込みとしては、太陽光発電設備については1キロワット当たり補助額7万円、5キロワットを上限として16件を見込んでいます。蓄電池については1キロワット当たり補助額5万2,000円、5キロワットを上限とし9件を見込んでいます。個人住宅の屋根や敷地内に設置されるものが対象であるという回答でありました。

2. 斎苑費の維持管理費について、精華苑施設の経年劣化に伴う施設改修はどのような年次計画で進めているのかの問いに対しては、火葬炉は毎年補修工事を続けており、業者による保守点検結果を踏まえ、10年をかけて保守工事を続けながら運営をしていく。空調施設については水冷チラー取替え工事設計委託業務を計上しているという回答でありました。

3. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助事業の事業内容はの問いに対しては、野良猫、飼い主不明猫を飼いたい人に不妊去勢手術の一部補助をするもので、飼い猫は対象としていない。誓約書を書いてもらう等により、野良猫、飼い主不明猫であると確認をしていく予定であるという回答でありました。

4. 塵芥処理費のごみ分別アプリの導入の詳細はの問いに対しましては、ごみの日の朝にお知らせする機能や分別方法の検索などができるアプリを導入し、4か国語の多言語への対応を検討している。稼働時期は広報等でお知らせをするが、要望によっては地域に説明に出向くことも考えている。

農林水産業費といたしましては、1. 土地改良費の県営ほ場整備事業について、対象地域である大巻地区と室原地区の予算割合は、また減歩とそれに伴う地元負担分は決定をしているかの問いに対しては、大巻東部350万円、大巻南部340万円、室原565万円、

地元負担率は12.5%であり、既に地元に対して説明会を実施している。大巻東部は今年度実施設計を終えており、一部地区でポンプ場や揚排水機場の工事に着手をするが、減歩については換地委員会で協議中であり、用地に関する工事は換地委員会において減歩が確定してから着手となるという回答でありました。

2. 食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業について、用地取得のスケジュールと各事業の予算内訳はの問いに対しては、9月末に候補地が決定し、今まで14回の地域役員説明会を開催している。その地域の合意形成が得られた後で、地権者の同意を得た上で用地測量、対象事業者の地歴調査と順番に進めていく。予算内訳としては、用地測量業務費925万7,000円、都市計画決定図書等作成業務456万5,000円、土地利用地歴等調査業務1,343万1,000円、不動産鑑定業務1,086万8,000円という回答でありました。

3. 食肉基幹市場建設に伴い、関連企業の誘致に関する将来ビジョンはの問いに対しては、食肉基幹市場建設により、地元の関連事業者が拡大されることが期待される。企業誘致に関しては、候補地周辺だけでなく、町内全体を見回して誘致していくことを考えているという回答でありました。

4. 農業集落排水事業特別会計繰出金については、施設の老朽化による修繕費用とのことであるが、修繕費はこれで足りるのかの問いに対しては、上多度浄化センターでの老朽化により故障した機器の修繕であり、来年度は原水ポンプ2台の取替えと水中攪拌機の取替え、曝気ブロウ2台の修繕を行うことで運営していくと考えているという回答でありました。

商工費関係といたしましては、1. プレミアム商品券事業の来年度の実施内容はの問いに対しては、3月補正予算計上した電子版の補助分と新年度予算計上した紙版の補助分と併せて実施する。発行金額や内訳については商工会と協議の上決定をしていくとの回答でありました。

2. まるごと肉まつり事業については、コロナ感染症対策に関する費用は含んでいるか、また感染状況により中止する可能性はあるのかの問いに対しては、実行委員会で協議をし計画していくもので、開催の有無については国や県の動向により協議されていくものであると考えられる。感染症対策を含んで予算計上をしているという回答でありました。

土木費関係としては、1. 橋梁長寿命化計画事業については、15メートル以上の大規模橋梁補修工事の対象箇所はの問いに対しては、栗笠地区の作造橋などを予定しているという回答でありました。

2. 社会資本整備交付金事業の、小倉西小倉線拡幅工事の幅員と延長は、またはそれ以外の事業計画はの問いに対しては、小倉西小倉線拡幅工事は延長が600メートル、幅員が6.5メートル、それ以外の事業としては、継続で実施をしている蛇持角田線の歩道整備、大巻53号線の道路拡幅工事、船附地内舗装改修などという回答でありました。

3. 除雪対策費については、昨年度の大雪時に、山間部や高齢者世帯において雪かきが困難な状況もあったが対策はの問いに対しては、現在は町道主要道に限って除雪をしているが、来年度は新規事業として、地域での除雪機購入に対しての補助金を計上しているため、その利用を呼びかけていきたいという回答でありました。

4. 空き家対策事業について、国が管理不全空き家制度を創設して、特定空き家となる以前から管理されていない空き家に対し、法的措置をする政策を進めているが、町として、来年度どのような対応を考えているかの問いに対しては、除却や強制的な対応も考えながら、併せてサテライト空き家相談事業を専門家とともに、空き家に対する相談会を毎月実施し、その参加者を広く募りながら、今後空き家問題の解消に取り組んでいくという回答でありました。

消防費関係としては、1. 消防施設撤去費補助金について、補助内容と補助対象の想定件数はの問いに対しては、補助率2分の1で限度額50万円とし、撤去費補助金と整備費補助金を合わせて総額250万円計上している。それぞれの枠は設けず、予算内で対応したい。予算以上に要望があった場合は、補正対応などで協議をするという回答でありました。

2. 消防施設撤去費補助金について、器具庫と火の見やぐらを撤去する場合、一括で1施設とみなすのか、別々でみなすのかの問いに対しては、必ずしも器具庫と火の見やぐらが併設されているとは限らず、器具庫と火の見やぐらを一括して解体することも考えられるが、併設でない場合は別工事となるため、別のものとして考えていきたいという回答でありました。

教育費関係としましては、1. 留守家庭児童教室事業について、4年生までの対象人数と新たに対象となる5・6年生の人数は、また指導員は何人体制になるのかの問いに対しては、令和5年1月末現在で、4年生までの利用者登録が170人、5・6年生に拡充されると約30人増加するものと見込まれる。指導員は現在31人で、拡充により4人の増員を見込んでいるとの回答でありました。

2. スマート連絡帳導入について、事業内容はの問いに対しては、現在、欠席の連絡は朝に保護者からの電話で行っているが、導入によってスマートフォンから欠席する情報を送ることができるようになり、保護者及び教職員の負担軽減が見込まれるという回答でありました。

3. 児童就学援助事業のメニューはの問いに対しては、新入学児童・生徒学用品費、学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、学校給食費の7項目で、町独自で実施しているメニューはないとの回答でありました。

4. デジタル教科書購入について、デジタル教科書を用いた学習は今後どれくらい増えていくかの問いに対しては、デジタル教科書は、一人一人個別のタブレットで閲覧、

操作、書き込みなどができるようになるものであり、今後は活用がさらに広がり、授業の質を高めていくことにつながると捉えているという回答でありました。

5. 高田中学校バリアフリー化改修工事の事業内容はの問いに対しては、学校生活をスムーズに送れるよう、スロープや通路屋根の設置、水道蛇口11か所の改修、多目的トイレに呼出しプザーの設置、基本学級教室のエアコン設置などであるという回答でありました。

6. 休日の部活動地域移行推進事業につきましては、指導者に対する報酬はの問いに対しては、昨年から3回、校長、保護者代表、コミュニティ・スクール代表者などを交えた推進協議会において、地域移行した場合の報酬について検討した。保護者の負担も鑑み、1回当たり1,500円を想定しているとの回答でありました。

次に、歳入、総括質疑につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 一般被保険者高額療養費が対前年度比25%の増額であるが、現状をどう分析しているかの問いに対しては、令和3年度が約2億9,800万円で、令和4年度見込みは約3億4,600万円であり、約20%の増加となる。要因としては、高齢者が増えることにより、1人当たりの単価増も見込んでいるが、コロナ禍で手術などが先送りになっているケースも相当数見込まれるので、それらを集約し予算計上したという回答でありました。

次に、議案第22号 令和5年度養老町簡易水道特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第23号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第24号 令和5年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号 令和5年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 配水及び給水費の委託料について、量水器取付業務の数と消火栓点検業務の数はの問いに対しては、量水器取替え業務は1,554個、消火栓点検業務は1,220基を予定しているという回答でありました。

2. 漏水調査業務委託料について、実施場所はの問いに対しては、竜泉寺にある第1ポンプ場区域34.5キロメートルと若宮にある第4ポンプ場区域の60.8キロメートルを予定しているという回答でありました。

次に、議案第26号 令和5年度養老町公共下水道事業会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

汚水管渠費の施設修繕の内容はの問いに対しましては、今年度管路調査したところ、

破損箇所を1か所発見したため、その修繕費用であるという回答でありました。

次に、議案第27号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第28号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第29号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 介護予防支援プラン作成委託料の対象人数はの問いに対しては、前年と比べ288件増を見込んでいるという回答でありました。

最後に、議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 特別徴収と普通徴収の割合は、また新たに後期高齢者となる際の保険料などの案内が分かりにくいと感じるが見解はの問いに対しては、特別徴収68.18%、普通徴収31.82%、保険料が初めから特別徴収にはならないことの周知や口座振替の手続を促すなど、内容を分かりやすくなるよう検討したいという回答でありました。

以上、審査に付されました令和4年度一般会計及び各特別会計等補正予算5件、特別会計の繰入れの変更1件並びに令和5年度一般会計及び各特別会計等予算11件、特別会計の繰入れ2件についての議案につきましては、このような質疑、討論を経て、採決の結果、全て挙手全員により、原案のとおり可決すべきものであると決定をいたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（大橋三男君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑でございますが、これらの案件につきましては、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略をいたします。

これより暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。よろしく願いいたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第14、議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号 令和5年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号 令和5年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行い

ます。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号 令和5年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号 令和5年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号 令和5年度養老町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第28号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第29号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第33、議案第31号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第31号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その内容を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,471万1,000円を追加し、予算総額を115億2,071万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明させていただきます。

予算書の8ページ、9ページ目を御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の社会保障・税番号制度システム整備事業では、マイナポイント第2弾の申込み期限が令和5年5月末まで延長されたことに伴いまして、申込み支援に必要なサポート人員の確保等に要する経費346万3,000円を増額いたしました。

内訳としまして、10節需用費といたしまして、事務消耗品2万1,000円、11節役務費といたしまして、通信料2万2,000円、12節委託料といたしまして、人材派遣業務等の委託342万円をそれぞれ計上してございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業では、国から新型コロナウイルスワクチン接種に係る方針が示されましたので、令和5年度春から引き続き接種を行う費用など必要額7,124万8,000円を増額しております。

内訳といたしまして、3節職員手当等では、時間外勤務に係る手当といたしまして150万円、10節需用費では、事務消耗品費、また案内チラシ等の印刷代といたしまして206万5,000円、11節役務費では、郵送料、ワクチン配送料、電話料、手数料で510万2,000円、12節委託料では、健康管理システムの改修費並びに接種券等の封入、封緘に係る業務のほか医療機関での接種費用など合わせまして6,213万2,000円増額しております。13節使用料及び賃借料では、コピー機等の使用料20万円、17節備品購入費では、予診票の保管棚の購入で9万9,000円、18節負担金補助及び交付金では、オンデマンドバスの無料乗車分といたしまして、町負担分15万円を計上してございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻りますが、6ページ、7ページ目を御覧ください。

まず款14国庫支出金、項1国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を4,975万8,000円増額いたしました。

次に、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金で346万3,000円を、また3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を2,149万円、それぞれ増額しております。

なお、10ページから12ページにかけては、給与費明細書が掲載してございます。

予算特別委員会での御審議を経まして、先ほど新年度予算を成立させていただいた直後の補正予算となっておりますが、よろしく願いしまして提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に関して、7,124万8,000円計上してありますが、15日に全協で概略は説明を受けましたが、さらに具体的にワクチン接種については義務ではなく、個人の判断によるものであるが、対象者について、65歳以上何名、若年層が何名、それとそれぞれ何%を見込んでみえるかと、その根拠を教えてください。

○議長（大橋三男君） 大倉住民福祉部長、自席答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

対象者となりますのは、春接種、それから秋接種ということでございますけれども、春接種におきましては、12歳以上の基礎疾患を有する方と65歳以上の高齢者、また医療従事者ということでございます。

対象者としておりますのは、今回オミクロン株を接種した方、それから初回接種の完了者、65歳以上の方ということになっておりますので、2月末現在の大体接種済み者は、65歳以上と12歳以上65歳以下の基礎疾患、また医療従事者ということで、65歳以上の方が6,937人、また12歳以上の基礎疾患を有する方と医療従事者が1,700名というようなことで、8,637名を大体見込んでおまして、その85%の方を想定して予算計上しております。

また、オミクロンの未接種者の方もあるんですけれども、小児の方につきましては、2回目と3回目の接種の完了者が292名おられます。その方の大体45%を見込みまして、132名というようなことでございまして、基礎疾患を有する方、また65歳以上の初回接種の方を全部含めまして、春接種の対象者は1万918名というようなことから、その81%と見込みまして8,868名というようなことで、予算計上のほうをさせていただいております。

また、秋接種につきましても同様な形になるんですけれども、秋接種につきましては、オミクロン株の接種者というようなことで、12歳から64歳の方が全て対象となってまいります。65歳以上の方は、2月末現在で6,937名でしたけれども、それに12歳から64歳までの接種された方6,342名を足しまして、ちょっと対象者が変わってまいります。

秋接種の対象者の合計につきましては2万2,455名というようなことで、それのおおむね半分の約50%を見込みまして1万1,323名を対象にということで予定をしているものでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思

ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第1回養老町議会定例会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

（閉会時間 午前11時14分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月17日

議 長 大 橋 三 男

議 員 田 中 敏 弘

議 員 松 永 民 夫